

教育委員会会議の議事録（平成27年4月定例会）

◆ 日 時 平成27年4月17日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 東二番丁仮庁舎 教育局第一会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光
教育長職務代理者 宮腰 英一
委員 永広 昌之
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子
委員 吉田 利弘

◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 3月臨時会 会議録承認

3 議事録署名委員の指名 草 刈 委 員

4 協 議 事 項

「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた方針及び過大規模校化への対応方針」中間案について

（学校規模適正化推進室長 説明）

永 広 委 員 これまでの取組みとして、貝森小学校、野村小学校、松陵小学校の取組みについて記載されている。中間案の本編には野村小学校が存続という選択をしたということがきちんと触れているが、概要版では野村小学校がどういう道を選んだのか記載されていない。市民の方々はおそらく最初に概要版をご覧になると思うので、いろいろな選択肢があるということを周知するためにも、野村小学校がどういう選択をしたのか概要版にもきちんと記載しておいたほうがいいのではないか。

学校規模適正化推進室長 本編には詳しく経過を記載しているが、概要版については統合という部分に着目した形で記載しているので、このような内容になっている。

永 広 委 員 もちろんこれまでの取組みとしては、統合を中心に行ってきたという意味ではそういう記載の仕方があるかもしれないが、文部科学省の手引きでもいろいろな選択肢があるということが記載されている。今後ということを考えた場合には、概要版にも野村小学校について一言触れておいたほうがいいのではないか。本編には記載しているので、それでいいという考え方もあるかもしれないが、大事なことである。

堀 田 理 事 ただいまのご意見は大変重要な指摘である。今回は中間案ということでとりまとめをしたものであり、この中間案に対して市民の皆様のご意見を伺うということで、基本的には中間案の本編に対して、どう思うのかご意見をいただくものである。

中間案はかなりボリュームがある資料になっているので、それを市民の方にご理

解いただくために概要版を作ったものである。まず中間案はこのような内容としてパブリックコメントを実施し、最終的にまとめる際の示し方としては、ただいまのご意見も含めて考えていきたい。

総務企画部長

さまざまな形で市民の皆様にご覧をいただこうと考えている。窓口での閲覧ということももちろんあるが、最近はITの進展もあり、ホームページをご覧になる市民の方も多い。

概要版については、これだけの分量のものをまとめなければいけないということもあり、このような内容になっているが、ホームページには中間案の全文を載せて、容易にご覧いただけるようにしている。丁寧に市民の皆様にお知らせしながらご理解いただきたいと考えている。

草刈委員

広く市民の皆様にご覧を周知するということが、例えば対象となる学校の保護者あてにパブリックコメントを実施しているという案内を出す予定はあるのか。

学校規模適正化推進室長

小学校であれば11学級以下、中学校であれば8学級以下の学校が小規模校になり、対象となる学校はおおよそ50校ほどある。該当する学校については、その学校の児童生徒数の推移などの情報を提供して、課題があればその課題について話し合いの機会を設けていくのが取組みの内容である。主に区分Ⅰから区分Ⅲの中で、小規模化が進んでいる学校が取組みの対象になる。

保護者全員というよりは、まず保護者の代表であるPTA会長と話し合いをさせていただき、情報提供しながら意見交換していく中で、保護者全体あるいは学年部会等においても情報共有していきたいと考えている。

今回は対象となる学校の校長とPTA会長に情報提供したいと考えている。

草刈委員

市民からの意見公募についてのご案内を保護者等にするのかという意味でお聞きしたが、そういうことはせず、まずは一般市民の方から意見をいただくということか。

学校規模適正化推進室長

保護者も一般市民の方であり、パブリックコメントの実施については校長を通じてPTA会長に情報提供したいと考えている。

教育長

まもなくいろいろな新聞等で広報されて、一般市民の方に周知されると思う。小規模校については、校長を通じてパブリックコメントを実施するというをお知らせする。

永広委員

概要版2ページの通学支援を前提とした取組みについて、「公共交通機関の利用ができない場合には、スクールバスなどの支援を前提として統合に向けた取組みを進めます。」、「通学支援を行う場合、通学時間は概ね1時間以内を目安とし」と記載されている。この通学時間1時間以内というのは文部科学省の手引きにも記載されているが、仙台市の状況で子どもたち、特に低学年の子どもたちを考えた場合に、この通学時間1時間という目安が適切なのかどうか検討したのか。

また、公共交通機関を利用できない場合に通学支援を行うのは、通学時間は1時間以内ということだが、公共交通機関を利用できる場合については記載されていない。公共交通機関を利用できる場合は通学時間が1時間以上でもいいというようにも読める。中間案の本編を見ても記載されていないが、この点はいかがか。

学校規模適正化推進室長

通学時間1時間以内という目安については、文部科学省の手引きに記載されている。文部科学省で手引きを作成するにあたって、通学支援を実施している全国の教育委員会へのアンケート結果に基づき、通学時間1時間以内と決めたものである。通学時間については、10分未満の学校がある一方で、75分を超える学校もある。そうした学校をすべてならした形で、通学時間1時間以内にしたということである。現在、仙台市でスクールバスを運行しているのは青葉区の西部地区、広陵中学校区と大倉小学校区である。広陵中学校区の北の地域から広陵中学校区までスクールバスで70分ぐらいかかっている。それは生徒の居住地をいろいろ

る回ってくるので時間がかかっていると考えられる。新たな方針に基づいてスクールバスを運行する場合、概ね通学時間1時間以内ということになれば、スクールバスの本数を増やしたり、駐車場の場所を少し調整したりする必要がある。

次に、公共交通機関が利用できない場合について、例えば幹線道路には公共交通機関があるので幹線道路まで出てくる児童生徒がいる場合には、公共交通機関を利用するという手法も考えられるが、スクールバス等の制度も検討しなければならないと考えている。そういう意味も含めて公共交通機関が利用できない場合ということであり、公共交通機関を利用できても利用できなくても概ね通学時間1時間以内ということと考えていきたいということである。

永 広 委 員

概要版2ページの基本的な考え方として、交流学习を継続することとしている。また概要版3ページの統合を選択しない場合の取組みとして、交流学习を実施することとしている。中山間地部の一定規模未満校で交流学习を実施するということが、仙台市の場合、必ずしも小規模校は中山間部にあるわけではなく、例えば野村小学校を中山間部というのは少し違ふし、また東二番丁小学校もそれほど大規模校ではない。中山間部の学校が深刻だというのは分かるが、中山間部以外の学校については交流学习をしなくてもいいのか。交流学习については中山間部であるかないかは、あまり関係ないのではないのか。

また、統合を選択しない場合は交流学习を実施すると記載されているが、交流学习はむしろその検討段階から始めたほうがいいのではないのか。そうしないと、統合したらどうなのか、あるいは統合しない場合はどのようなようになるのかがよく分からない。他校との交流があつてはじめて規模が大きくなることの良さが分かるはずであり、統合しないと選択する前から交流学习をしたほうがいいのではないのか。

学校規模適正化推進室長

現在の実施方針の中で統合が望ましい40校のうち20校が通学距離の関係で統合が難しいということがあり、どうしたらよいか考えた結果、交流学习を始めたものである。統合の進め方とは別に、概要版の2ページにある基本的な考え方の3つの柱の中で交流学习を継続するということが記載されている。交流学习については、野村小学校も含めた山間部の学校で実施しており、すべての小中学校にこうした交流学习を実施していることを紹介しており、内容は理解していただいている。小規模校と言われる学校の中で、中山間部以外の学校から要望があれば予算の範囲内で検討したいと考えている。

また、交流学习は、話し合いを進めている間も子どもたちには必要なものであり、現在も実施している。統合を選択しない学校の取組みとして交流学习を実施していくということで記載しており、統合を選択しない学校だけで実施するものではない。

齋 藤 委 員

40校のうち20校が中山間部にあるというのは間違いはないのか。

学校規模適正化推進室長

現在の実施方針の中で統合が望ましい学校については、宮城野区、若林区の被災3校を除くと、ほとんどが青葉区、太白区、泉区の中山間部の小中学校である。

齋 藤 委 員

私はこの中山間部という表現が非常に気になっている。どのあたりを中山間部なのか決まりがないということもあると思うが、永広委員がおっしゃったように概要版2ページの交流学习のところは中山間部と記載しないほうがいいのではないのか。

総務企画部長

今回は、平成20年8月に策定した現在の方針の見直しということで進めている。現在の方針では、沿岸部も含めて「沿岸・山間部の学校」という表現にしており、それらの学校について新たな取組みを検討する中で交流学习の実施を進めてきた経過がある。

現在の方針の中で触れられている山間部の学校について、今後も考え続けていかなければならないということで、現在の方針の表現を踏襲したものとしている。

ただいま委員の皆様からいただいているご意見を踏まえ、今後市民の皆様のご意見なども伺い、どのように表現するのが良いのか考えた上で、最終案を検討したいと考えており、最終案についてあらためて議論していただきたいと考えている。

永 広 委 員

今の説明どおり進めることで構わないが、最終的な方針を検討する時には、概要版の2ページの最終行の「継続して実施します。」という表現でいいのか。例えば「継続し、必要なものについては拡大します。」という表現にすることも含めて、検討していただきたい。

宮 腰 委 員

通学時間1時間以内ということだが、子どもたちにとって安全という観点から非常に難しいという意見が出てくる可能性がある。パブリックコメントを実施するにあたって、事前に市長部局から意見聴取をするなどして、その意見を反映したのになっているのか。

学校規模適正化推進室長

通学時間に関しては庁内関係各課との調整や意見聴取などは行っていないが、基本的な統合の考え方については関係部局と調整した結果を反映している。

宮 腰 委 員

文部科学省の手引きを参照して作成されているが、国では地方創生という動きもある。学校を統廃合してしまうと、その地域の人口が減少してしまい、ますます疲弊していく可能性がある。仙台市でもほかの部局でいろいろと考えていると思うが、学校を基盤とした地域コミュニティの再生という意見もある。今後子どもたちが減ることが統計的に分かっているから学校の統廃合を進めるのではなく、全国の小規模町村の中には、そうした地域に人を呼び込むような動きもある。そうした全体の施策との関係も見ながら進めていく必要があり、ただ子どもの数だけで統合すればいいというのは乱暴な話である。

中間案では地域の人たちの意見を聞くことが前提になっているが、そうした国の施策も視野に入れながら、活かしていく方向、統合ではなく活性化を図る道を考えていく必要がある。ほかの地域からの定住者を招き入れる施策など、広く考えていかなければ、子どもの数だけで統合してしまうと、いろいろな問題が残るような感じがする。

総務企画部長

これまでも統合に向けた話し合いを進めていく中で、まちづくりに関するご要望をいただいたこともある。そうしたことは教育委員会だけではなく、ほかの部局も含めて話し合いを進めていかなければならない。しかしながら、適正規模確保に向けた方針は、教育委員会としては児童生徒の教育環境をどのように確保していくのかということを中心にまとめていくべきだと考えており、児童生徒数、学級数を基準として早い時期から地域の皆様、保護者の皆様と丁寧な話し合いを進めながら、考えるべきことを考えていくということに取り組んでいきたいと考えている。

吉 田 委 員

この中間案を見た時に、子どもにとってどうかという言葉が散見できる。やはり我々は子どもにとっての規模がどうかと考えることを貫き通すべきだと考える。

たしかに地域コミュニティはどうかの事となると、やはり今までは学校を中心にした地域コミュニティということばかりが頭にあった。しかしながら、環境は変わる。だから、今後は学校がなくても新しい地域コミュニティを作るという在り方をむしろ探っていくべきである。あくまでも子どもにとっての教育環境がどうかの事という視点で、この論議を進めていけばいいという感じがする。

教 育 長

地域での話し合いの中では、必ず地域コミュニティと適正規模の話の両方出てきて、教育局だけではなかなか解決できない問題について議論になることがある。そうしたことについては、そういう意見があったということに関係部局にも伝えており、区役所やまちづくり政策局などの関係部局と調整している。ただ、まちづくりの結果を待ってから、学校をどうするか議論することは困難である。例えば坪沼小

学校の場合、児童が8名しかおらず、待ったなしの状況であった。そうしたこともあり、今回の適正規模の方針の中にまちづくりのことも含めてすべて盛り込むというのは難しい。

先ほど吉田委員からお話があったように、子どもの視点からするとどうかということが適正規模の概念にある。実際地域との話し合いの中では、いろいろなご意見が出てくる。統合ありきではなく、統合の合意形成が出来た時に、概要版の5ページの手続きに進んでいく。最後はやはり地域の意見、判断に負うところが大きい。実際野村小学校がそういうケースであり、地域コミュニティの話は避けて通れないのが現実である。ここ5、6年の経験を踏まえて、統合に関しては期限を設けず、話し合いを継続していく中で一定の結論が出た時に統合であれば統合という形になっていく。ハード的にどんどん進めて、統合ありきというやり方はしないという考えが根底にある。

宮腰委員がおっしゃるようにまちづくりに関する意見は必ず地域からは出るが、教育局だけでは対応できないので、そうした場合には関係部局にも話し合いに参加してもらうことも出てくる。統廃合を進めるのは非常に難しいが、この難しい課題を避けてこのまま座視するわけにはいかないというのが今回の方針の見直しの根本にある。今回は中間案であり、これから実施するパブリックコメントで宮腰委員からのご意見と吉田委員からのご意見、両方のご意見が出てくると思われ、パブリックコメントのとりまとめした上で、今後議論していきたい。

宮 腰 委 員

教育改革の中で議論されている小中一貫校あるいは公設民営化という設置形態をとっている学校もあると聞いている。また、NPOが教育支援をしているなど、今はいろいろなバリエーションがある。この適正規模にあたってそうしたものを活用できないか、場合によってはそうした改革の動きを活用しながら適正化を図っていくという考えも出てくると思うが、この中間案は現状を前提としている。現行の制度のもとで、小規模校、過大規模校について検討しているが、管理運営形態の変化の動きを踏まえて、これを機会に新しいタイプの学校を作っていく契機にならないか、児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという意味で、よりポジティブな見方で適正規模ということを考えていけないものなのか。

私は公設民営化やNPOがいいと言っているわけではなく、かなり成功している事例もあるので、そういったものにも目を向けていく必要があるのではないかとということである。日本国内ばかりでもなく、日本と同じような事情を抱えたイギリスやアメリカでも学校規模の問題あるいは都市への人口流出という問題も抱えている。いろいろなバリエーションを視野に入れていかないと、ただ児童生徒数あるいは学級数ということだけで、学校の存廃問題を考えるとはいけないと考えるが、いかがか。

教 育 長

大きな視点からのご意見をいただいたが、適正規模の中で考えるとなかなか難しい課題である。適正規模の方針に関わらず、小中一貫校や公設民営化は新しい課題であり、それを仙台市として導入するのかどうか今後議論していかなければならない。これらの課題を適正規模の方針の選択肢の一つにするというのは、非常に難しい。

小中一貫校については、仙台市でまだ導入しておらず、まして現在国でその制度化について検討している状況であり、市としては見守っている段階である。小中一貫校の制度化についてある程度結論が見えてくれば、選択肢の一つということで地域から意見が出るかもしれないし、教育委員会の一つの選択肢として検討する余地はあると考えられる。

また、公設民営にしても以前から話はあるが、社会教育施設等については公設民営の形をとっているが、学校教育に対して公設民営がふさわしいかどうかという

そもそも議論をあまりしていない状況であり、今は緊急性があると思えない。

それらについては、あらためて別の段階でいろいろなご意見等をいただきながら、事務局でも研究を進めていけばいいのではないかと考えており、この適正規模の方針において、直接関連付けるのは難しい。ただ、ご指摘いただいた点は非常に大事なことなので、また別の機会にご議論させていただきたい。

今野委員

在校生や卒業生、中学生など、適正規模に対する子どもの意見はどれくらい集めているのか。

学校規模適正化推進室長

これまでの統廃合の取組みはほとんどが小学校を対象にしており、児童に統廃合のアンケートはなかなか難しいのではないかという意見もあり、実施していない。一方、統合後に統合する前と統合した後で学校生活がどう変わったのかなどのアンケートはまとめている。実際に泉松陵小学校の児童にアンケートをとって、その結果は今回の中間案には盛り込んでいる。

今野委員

中山間部の市街化調整区域では農家の方がそこに住まなければ、新たに住む人は出てこない。また、農家の方が年配の方であれば、農業ができなくなる頃には小学生の子どもがいる状況ではない。都市計画があって、その計画に沿って教育委員会として歩調を合わせていかなければならないということであったが、中山間部の統合問題はますます加速していく可能性がある。仙台市の人口がどんどん減っていくということを考えると、思い切った目標を掲げて、東京にあまり行かないような、教育の面で魅力的な方針を考えて、ぜひ仙台市で途中下車をしていただくようになればいいと思う。

次に、過大規模校について伺いたい。今後の取組みとして、通学区域の変更を基本に検討していくということだが、これまでは通学区域の変更というのは基本的にはあまりしていなかったと理解してよいか。また、通学区域の変更をする場合にはどの辺まで細かくやるのか。一つの町ごとに考えているのか、あるいは丁目ごとに区切ることもあれば、同じ一丁目でも道路で分かれていればそこで区切ることがあるのか、その辺はどのように考えているのか。

学校規模適正化推進室長

都市計画について、野村小学校がまさしく市街化調整区域に建っている学校であり、周りが泉中央、パークタウン、加茂地区に囲まれている地域である。地域懇談会の中で、なぜ野村地区だけが市街化調整区域なのかという質問があり、地域懇談会の場に都市計画担当の職員を出席させ、都市計画について議論したことがある。今後取組みを進めていく中でそういう議論になれば、関係部局との連携を図りながら説明していきたいと考えている。

学事課長

過大規模校の方針については、概要版6ページの対応方針の(1)から(3)までは、優先順ということで考えている。まず(1)を検討し、次に(2)を検討し、最後に(3)を実施するというものである。これまでは、分離新設を検討することが多かったが、今後の児童生徒数の減少傾向を考えると、新たな学校を建設するというよりは、通学区域を変更することで学校の教育環境を整えていくということを優先的に考えていくべきだと思い、中間案を作成したところである。

通学区域の変更を検討するにあたっては、大規模化している学校に隣接した学校がある程度受け入れられる環境が整っていなければならない。そういう環境になっているかどうかについては、児童生徒推計を毎年度行いながら、将来性を見据えながら実施していきたいというのが今回の方針である。

また、どういう単位で学区変更が行われるのかという質問については、学区は地理的な条件や通学距離、地域のまとまりということを考慮して決定している。子供会の関係もあるので、町内会単位で学区を設定してほしいという要望が多いことから、何丁目、何番地というよりも、やはり町内会単位であったり、地理的な条件や交通事情、通学距離を考慮し、学区を設定している。

- 今野委員 町内会ということであれば、何丁目単位ということが多いと思うが、そのくらいまでは細分化して分ける可能性があるかと理解してよいか。
- 学事課長 通学区域を変更していく段階において、学校は地域とのつながりが強いので、地域の方々の意見を伺いながら決めていくことになる。そうすると、やはり町内会単位での変更になることが多い。
- 今野委員 先日、錦ヶ丘小学校の開校式に出席したが、開校時からすぐ大規模校になるぐらいの児童数であり、一方の愛子小学校は500名弱である。愛子小学校の児童数はこれからどんどん増えて、錦ヶ丘小学校の児童数は急激には増えないということで錦ヶ丘小学校の学区を設定したのか。
- 学事課長 平成27年度の児童数は、錦ヶ丘小学校が約960名、愛子小学校が約480名である。学区を決めるにあたっては、錦ヶ丘団地の地域特性を考える必要があり、錦ヶ丘団地全体を錦ヶ丘小学校の学区として設定した。
- 今野委員 今後の将来推計を見ると、今の施設規模で何とか対応できる状況である。錦ヶ丘団地の販売ペースがこれまでと同等のペースであれば、今後も高止まりになるが、急激に増えていくという推計にはなっていない。ただ高止まりではあるので一定期間はこの状態が続くが、今後も児童推計を基に対応していきたい。
- 学事課長 愛子小学校の児童数が今後増えることを見越しているわけではないのか。まとまりのある地域を選んで、それを優先にするとそういう児童数になってしまうということか。
- 教育長 それぞれ地域のまとまりや両校の施設規模を考慮し、将来推計をした上で学区を設定した。
- 学事課長 例えば1,000名の学校を分離新設する場合、500名ずつの学校に分けられれば理想的だが、錦ヶ丘団地から愛子小学校への通学路に国道48号のバイパス道路が通っており、これまで錦ヶ丘団地の子どもたちは歩道橋を渡って愛子小学校に通っていた。歩道橋を渡ることなく団地内にある学校に通学できれば一番安全である。児童数を半々にするというより、地域のまとまりや通学距離を考えて学区を設定した結果、960名と480名の学校になった。児童数は少しアンバランスだが、学区については、地域のまとまりや通学距離を優先して、地域の方々と話し合いをすることとしており、その話し合いの中で合意した学区である。そういう意味では学区というのは主に大きな道路や川で区切り、さらに町内会の単位で区切って設定し、地域を分断しないように配慮している。
- 吉田委員 概要版の3ページにある小規模校Ⅲの取組みの進め方について、学校規模に起因する課題等として小学校のところに起因の内容は記載されているが、課題が記載されていない。例えば男女比が偏ると男女で共に学び合うという場がなくなる、あるいは児童のいない学年が発生すると学年間の学びの交流ができなくなるなどの課題が発生するので、そうした課題を明記したほうがよい。
- 学事課長 あわせて、教育というのは良さも課題になり、課題も良さになるのが、その環境である。非常に難しいことだが、大事なことはやはり子どもを基軸にして考えてもらえば大きなぶれはない。たしかに小規模校の良さはある。私自身も6年間分校複式学級の学校に通って育ったので、その良さも分かるが、やはり課題もある。一番の課題は、コミュニケーション能力である。物を言わずとも分かる仲、これはとてもいいことだが、小学校時代にこれを経験してしまうと、中学校の発達段階でコミュニケーション能力を身につける場がなくなる。小学校だからこそ、そうした能力をつけないと、後で取り返しがつかないという経験をしている。実際子どもたちの姿を見ていて、学校現場でもそういう状況になっている。したがって、子どもを中心にした在り方、学校はどうあればいいのかという基軸をぶらさないで貫き通していただきたい。

- 永 広 委 員 概要版の6ページの過大規模校化への対応方針について、(1)と(2)はそのとおりであり、過大規模校化への対応になっているが、(3)は少し性格が違うのではないか。教室不足が発生した時には、仮設校舎あるいは校舎の増築で教育環境の確保を行うことは重要なことだが、そうすることで過大規模校でなくなるわけではない。過大規模校でなくてもプレハブ校舎を建てなければならない場合もある。方針としては(1)と(2)であり、(3)は緊急避難的な措置であって、なお書きのようなものなので、区別したほうがいいのではないか。
- 教 育 長 実際よくあるパターンだが、過大規模校自体が解消するわけではないということは理解している。例として挙げられるのは新田小学校である。新田小学校は分離新設が難しい状況であるが、児童数が増えている。教室不足を解消するために5階建ての校舎に改築したので、施設の規模としては現在の児童数に対応できているが、結果的には過大規模校は解消していない。
- 学 事 課 長 (1)と(2)、(3)は少しレベルが違うものと認識している。今回の過大規模校化の対応方針については、過大規模校をすべて解消する方針という意味ではなかなか難しい部分がある。それは、将来推計すると一時的には過大規模校化するが、その後、未就学児数を見ると減少傾向になる学校も想定される。そうした場合の対応として(1)、(2)、(3)という形で考えたものである。
- 永 広 委 員 それは理解できる。ただし、少し性格が違う。中間案の過大規模校化の課題を見ると、教室が足りないことを主な課題として挙げているわけではなく、子どもたちのコミュニケーションの問題、あるいは一人一人の子どもに目が届かなくなることなど、まさに学校規模の問題を課題として挙げている。そういう意味では、やはり(3)は少し違う。対応策であることはたしかであり、必要な方策だが、少し区別してもいいのではないかという意見である。
- 今 野 委 員 今の説明からすると、過大規模校化した場合には分離新設すると記載しているが、少し間我慢すれば児童生徒数が減ってきて、過大規模校でなくなるので、そうしたことも考慮して取り組むということか。
- 学 事 課 長 概要版の6ページにあるとおり、現在の学級数が25学級以上の学校を区分して将来的にどうなっていくのか動向を見定めながら対応を考えていきたいということである。一時期、例えば3年間だけ31学級を超えて32学級が続くことをもって自動的に通学区域の変更や分離新設を考えるのではなく、将来的に右肩上がり、あるいは高止まりで31学級を超えてしまうような場合に(1)から優先度を持って取り組んでいきたいということである。そのためには児童生徒推計をきちんとしながら計画的に実施していきたい。
- 今 野 委 員 基本的に今後は人口が減るので我慢するところは我慢しようという考え方が根底にあり、これまでであれば分離新設していたものを少し我慢するということで、考え方が少し変わったのか。
- 教 育 長 考え方は変わっていない。従来も分離新設をどんどんするというのではなく、将来推計を見て、ここ数年は高止まりだが今後は減少していく学校であれば、ある程度の期間は分離新設ではなく仮設校舎等で対応するという考え方であった。ただ、それでも解消できないような増加傾向にある場合は、分離新設に踏み切って対応していた。通学区域の変更というのは一番分かりやすい方法であり、かつ過大規模校を解消できそうな方法だが、実はこれが結構難しい。
- その地域の学区が変わるということは、地域コミュニティが隣の学校に移ることになるので、地域の了解を得るのに難しいことがある。通学区域を変更するとい

うのは言葉では簡単だが、地域との話し合いを着地させるのはなかなか難しい。そうすると分離新設を選択せざるを得ない。ただ、分離新設するにしてもどこかで線引きしなければならないので、地域と十分相談しながら決めていくということになる。

今野委員

中間案の本編にはいろいろなグラフが載っている。おそらく将来予測はしていると思うが、それをあえて載せていないように感じる。例えば人口の動向などは平成26年までのデータしか載っていない。今後10年先はどういう状況になるのかシミュレーションをしているのか。

学校規模適正化推進室長

中間案については学校ごとの個別データは載せておらず、昭和40年代から現在までの仙台市全体の児童生徒数の推移と学校数の資料を載せている。過大規模校も小規模校も、この方針に基づいて取組みを進めていく際には、地域の方々に学校ごとの将来推計を情報提供する。

今野委員

仙台市は幸い人口がある程度キープされていて、児童生徒数が70%程度の減少で済んでいるが、仙台市以外の宮城県内の市町村はもっと減少率が高いと思われる。全国の中では秋田県の人口減少率が最も高いので、そうした人口減少先進地などの事例を参考にするなどして、小学校の児童数が半分以下になった時にはこれまでと違う新たな対応をしていかなければならないと思う。例えば通学距離の基準は小学校が4kmになっているが、それではすぐに難しくなってくるのではないか。将来どんどん人口が減少していくことも想定し、他地域で実施している事例などを研究しているのか。

学校規模適正化推進室長

国の手引きは全国の教育委員会でこれまで取り組んだ事例が記載されている。仙台市内の学校の場合、概ね1時間以内で通学できる近隣の学校が結構あるので、この方針に基づいて取組みを進めていくことになる。通学時間が2時間かかる学校がある地域の場合や、離島でどうしても学校を残さざるを得ない場合には、教育環境を保つために学校を存続させなければならないという極端な例はある。学校まで10kmも離れている地域の事例等については、情報収集していない状況である。

教育長

いろいろなご意見をいただいた。本日いただいた意見を踏まえて、パブリックコメントとあわせて今後十分吟味して、最終案をまとめて、それについて委員の皆様と再度議論していきたい。中間案については了承することとしたいが、よろしいか。

各委員

異議なし。

5 付議事項

第2号議案 仙台市図書館協議会委員の委嘱について（秘密会）

（市民図書館長 説明）

原案のとおり決定

6 その他

事務局

次回定例教育委員会は5月22日（金）に開催する予定である。

7 閉会

午後3時26分